平成２３年（フ）第４１６号
北九州市八幡東区大平町３番11号
債務者　堀　　健一
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４７３号
北九州市八幡西区楠橋下方１丁目10番３号
債務者　中村　正行
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４９４号
北九州市小倉北区足原２丁目３番14―103号
債務者　上野　　将
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５４１号
北九州市門司区片上町１番21―13号
債務者　杉山　　薫
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２６３号
大分市大字城原2363番地の16
債務者　黒川　　猛
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２６４号
大分県別府市火売10組　市営宮園住宅Ｃ棟401号室、住民票上の住所大分県速見郡日出町2679番地７
債務者　秋　　大樹
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２０８号
沖縄県浦添市屋富祖１丁目４番11号ＳＫアパート　101
債務者　砂川　吉美
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２５４号
沖縄県那覇市字与儀95番地前仲アパートＢ―301
債務者　比嘉八重子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２３９号
愛知県北名古屋市石橋郷89番地
債務者　林　　真次
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４７８号
愛知県東海市荒尾町向山21番地　３棟404号
債務者　鈴木　啓二
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６８５号
神戸市垂水区舞子台８丁目16番17―602号
債務者　髙橋　正樹
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７７２号
神戸市須磨区竜が台３丁目６番地　市営竜が台住宅１―701号
債務者　藤本　美紀
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１６号
神戸市北区山田町原野字エンド34番地の14
債務者　島口　弘美
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７号
熊本県玉名市岱明町古閑411番地１
債務者　野中　　實
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第２７６号
大分市萩原１丁目14番６号　メディパレス大分404
債務者　橋本サユリ
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１５３０号
愛知県知多郡武豊町字六貫山４丁目17番地１エアリーヒルズⅡ103号
債務者　森　　哲郎
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８号
和歌山県新宮市三輪崎３丁目15番１号　雇用促進住宅１―502
債務者　松本　直樹
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
和歌山地方裁判所新宮支部